

別表七の二付表一の記載の仕方

この明細書は、通算法人が令第131条の8第5項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第123条の9第1項（特定資産譲渡等損失額から

控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に記載します。